

平成 29 年度 第 4 回 千葉県社会福祉協議会政策調整委員会概要

1 期 日 平成 29 年 10 月 30 日（月）10 時 05 分～11 時 45 分

2 場 所 千葉県社会福祉センター 4 階第 1 会議室

3 出席者 委員 7 名

（田中委員長、小林副委員長、伊与久委員、湯川委員、武石委員、牧野委員、石川委員）

事務局 13 名

（鈴木常務理事、金子事務局長、鈴木部長、川上部長、松本部長、林副部長、窪田副部長、山口班長、佐野班長、中田班長、鈴木班長、会田運営適正化委員会事務局長代理、加養囑託）

計 20 名

4 内 容

（1）平成 29 年度千葉県社会福祉協議会事業の中間評価について

説明者：各部署長

別添資料 1 のとおり説明

質疑応答

（小林副委員長）

就職フェアの参加者が昨年より減少したことについて、年齢層別ではどうか。

（松本部長）

全体的に減少傾向であった。

（武石委員）

特に新卒の減少が大きいという認識でいいと思う。

（小林副委員長）

知り合いが退職後も仕事をしたいということで、地元の老人ホームで働き始めた。ある程度の研修を受けて、夕方の忙しい時間帯に職員のサポート的な仕事を週 3 日程度、数時間ではあるが、楽しく働いている。就職フェアは正規雇用を対象としているかもしれないが、一方でこの事例のように、元気な高齢者が短時間でも働けるようなしくみを情報提供することで、福祉人材の確保へつながるのではないかと考えている。

（湯川委員）

画一的に今までと同じようにやっても人材確保の状況はかなり厳しい。介護労働安定センターの統計によれば、千葉県の有効求人倍率は 9.08%、特養だけでもこの数年間で 6,000 床建っており、最低でも 3,000 人の介護職が必要だと言われている。

すでに民事再生に手を挙げた社会福祉法人や M&A も始まっているようである。他業界が厳しいだけに、働き方の切り口を変えた方法を新たに見出すなど、何かしら考えなければならぬ段階になっているのではないかと考えている。

新卒に関して言えば、定員を 40%切っている養成校を埋めなければどうしようもない。一度フラットにし、養成校をどうするか等、いろいろな業界団体と考え直す必要があると思っているので、ぜひ検討いただきたい。

(石川委員)

債権管理強化に関して、新規の貸付の中で、将来的に返済不能などの懸念が予想される案件は多いのか。

金融機関ではリーマンショックの後、延滞の回収とともに、新たな延滞をつくらぬよう貸出を規制した。貸出の融資を抑え、2~3 年後に回収を終えた後は回収とともに新規の貸出を締めたところ不良債権が減った。

民間での成功事例から、債権管理の手間暇を軽減させるためにも、社協における新規の貸付のあり方や方針、枠組みを公的に考えた方がいいのではないかと考えている。

(金子事務局長)

生活福祉資金の場合、救済という側面が非常に強い。例えば就職が決まり、1 回目の給与が出るまでの生活費ということで貸付をしているわけだが、就労が継続しないケース等が多々あり、それが数年前から続いているような状況である。

一方で教育支援資金は、一定の要件が整っていれば、ほぼ無条件に近い状態で貸付を行っているが、同じく将来的に就労が継続しない、あるいは自己破産するケースもあり、そういった結果が償還率に表れている。過年度を含めた全体の償還率は 14%、総合支援資金は 7%である。これは全国的な傾向であり、決して千葉県が低いというわけではない。

制度の根幹として、生活保護に陥るのを未然に防ぐという目的があるため、どのようなケースであれ、一定の要件が整っていれば貸付せざるを得ないというのが現状である。

(牧野委員)

地域福祉活動計画が未策定である多古町と長南町へ訪問した際のヒアリング内容をお聞きしたい。

(山口班長)

今般、地域の計画と行政の計画を一体的に進めてほしいということで、県の担当者とともに訪問した。

行政においても地域福祉計画が重要であることは認識しているが、介護保険、自殺防止の計画など義務として実施しなければならないものが多く、直前に控えている計画の策定準備にも時間を取られ、なおざりになっている現状であった。また、人的にも非常に厳しいといった話もあった。社協側としては、行政の計画策定に倣いたいだが、行政がそのような状況に

ある中ではなかなか踏み切れず、加えて人的な問題もあるようである。

中身を充実させたいという思いは皆同じであるが、そのための体制が整っていないということであった。

(湯川委員)

社会福祉法の改正に伴い、地域共生社会の中で地域福祉計画は努力義務になると思うので、行政と社協が連携をして策定につなげていていただきたい。

(伊与久委員)

地域福祉活動計画の策定率が低いことについて、千葉県市長会、町村会において地域福祉をテーマに意見を聴取できる機会があればいいと思う。その際、議会関係にも資料として提出してはどうか。やはり両輪で進めていかなければ、市町村長の意識も変わっていかないのではないかと考えている。

(鈴木常務理事)

伊与久委員より貴重な意見をいただき、市長会、町村会を通じて市町村の行政計画である地域福祉計画の策定指導、市町村社協の地域福祉活動計画をバックアップしていただくことの必要性を再認識した。市長会、町村会で説明する機会をいただき、地域福祉計画の重要性などについて説明をさせていただきたいと思う。

(湯川委員)

その際に、地域共生社会と社会福祉法の改正についてもあわせて説明していただければと思う。

(武石委員)

情報の関係で、広報戦略プロジェクトチームを立ち上げて積極的に取り組んでいるのはわかるが、実際にフェイスブックを見ると、「いいね」がつくのが数十人、そこから先がまったく拡散されておらず、作っただけで終わっているような現状である。拡散するほうに力を入れていかなければ有事の際に機能しない。

また、フェイスブックには広告の掲載が可能である。例えば、就職フェアの広告を掲載することで必要な人へ情報を発信することができる。人を探すのは難しいが、SNS はより有効的な手段であると思う。そのあたりをもう少し研究していただければと思う。

(湯川委員)

法人運営状況の情報公開について、記載以外にも定款や役員報酬規程、役員名簿などがあるが、それらについても公開しているのか。

(鈴木部長)

公開している。

(湯川委員)

地域協議会について、県が設置してくれないのか。

(川上部長)

28年度は経過措置で、法人内の会議体で代替可能という通知がきたが、29年度決算からは地域協議会で議論するようになってきている。したがって、次年度については県の委託により、フォーラム幹事会を活用して地域協議会を運営する方向で県と調整していたが、予算がつかなかったため、県が直営で協議体を作ることとなった。

(小林副委員長)

県が直営で協議体を作るということは、県が会議を主催して委員を決めて行うということか。

(川上部長)

そのとおりである。

(湯川委員)

社会福祉充実計画を作成するところは全国でも20%くらいだろうと思っている。

(川上部長)

28年度決算において、社会福祉充実計画へ地域公益事業を入れた法人は、町村部では御宿町にある1法人だけである。

(田中委員長)

3点ほどお聞きしたい。

1点目は、ここ数年地域福祉活動計画の策定率が上がっていないことに対してどう切り込んでいくかということで、例えば未策定の市町村を公表し、世間的に立場が弱いということを知らしめていくのも大事なことではないかと思っている。また策定するにあたり、人がいない、仕事が忙しいといった理由が聞かれる中で、県社協として人的支援をするなど計画作りをバックアップしていく姿勢がないことには先へ進まないのではないか。

2点目はケアワークのところ、保育と介護が中心となるわけだが、慢性的な人材不足が言われている中で、対策として何が今一番有効だと思っているのか、これまでの実績を含めて教えていただきたい。

3点目は、生活福祉資金の相談に係る相談員の継続配置について、次年度以降強力に働きかけるとなっているが、強力に働きかけることで何とかなると認識しているのか、今はどう

いう認識の段階なのかをもう少し説明いただきたい。

(川上部長)

計画作りについては、次のアクションプランの中に地域福祉活動計画のマニュアル作りを盛り込みたいと考えている。それを含め、現在策定が進んでいない町村部を中心に人的にも支援していきたいと考えている。

(鈴木常務理事)

人材の確保については、待遇の問題などいろいろな要因が考えられるが、県社協としては今できることをやっていくというほかない。

先週、生涯大学のあり方に関する会議に出席した。本校では「地域活動学部」という地域活動に参加する人材を養成する課程を設け、介護や福祉などの人材を養成するカリキュラムが組まれている。即戦力になるような講座を積極的に取り入れて、福祉現場や介護現場で活躍していただけるようなしくみにしていただきたいと話をしてきたところである。待遇面に関しては、引き続き国や県に対して要望していく必要があるのではないかと考えている。

(松本部長)

これに関連して、現在県においても、外国人やシニア層の活用に対して問題意識を持っており、来年30年度の予算で何らかの新しい取り組みができないか協議中であると聞いている。その際には、人材センターとしても何か協力できないかと検討しているところである。

(湯川委員)

国の概算要求では、福祉のイメージアップのための予算を11億円立てており、県でも、電車内の動画を活用して、イメージアップ戦略をはかるといった話も聞いている。今こそイメージアップをしていかなければいけない。

(金子事務局長)

生活福祉資金の相談員に関して言えば、もともと生活福祉資金貸付制度自体が、民生委員の援助活動を前提としている制度であった。そのため、人件費は県社協に1名ついているだけで、市町村社協への人件費はなく、事務費だけである。これは民生委員の活動を前提としているから人件費は不要だという説明がずっとされてきた。

生活困窮者が増えている中で、何らかの手当をしなければいけないということで、人がついてきたが、現実に県社協に貸付原資の取り崩しで5名、市町村社協に60名、計65名ついているが、これが一切なくなってしまった場合のことを考えると、貸付原資はあっても仕事をする人がいないという状況になってしまう。

緊急小口資金の貸付に至るまでに日数がかかるのではないかと指摘されているが、千葉県では担当職員が配置されているために3日で実施しており、迅速に対応できている。また、全国でも5本の指に入るくらいの貸付件数がある。

一方で原資が余ってしまっているところもあり、都道府県間の社協の格差が非常に大きい。そういった中で原資の返還という話も最近出てきており、千葉県では学生支援機構の奨学金制度が拡充されることに伴い、教育支援資金の貸付原資について毎年約 9,000 万円を 8 年ほどかけて一部返還するといった流れにもなってきているため、生活福祉資金貸付制度を取り巻く環境は非常に厳しい。生活困窮者対策の中でも本貸付制度はその他の事業に位置付けられている。債権の整理に伴う業務にお金が見つからないことも懸念されている中、生活困窮者自立相談支援機関との連携も踏まえ、こういった現状を全社協へも働きかけながら、少しでも財源が確保できるよう取り組んでいきたいと考えている。

相談員の人件費の単価は 1 人あたり 205 万円である。微々たる人件費をもとに事業が運営されているというのが実態である。そのあたりも踏まえながら取り組んでいきたいと思っている。

(2) 菜の花コミュニティプラン 2017 中間評価について (平成 29 年度)

説明者：各部署長

別添資料 2 のとおり説明

質疑応答

(田中委員長)

苦情相談の中で深刻なケースはあるのか。

(金子事務局長)

昨年と言えば、これまで福祉サービスに参入してこなかった事業者への苦情を申し立てただけで信頼関係が築けないという理由から、解約を申し渡されたことが苦情になったケースが数件あった。苦情解決の趣旨が理解されていない。

(会田運営適正化委員会事務局長代理)

今年度については、今のところ虐待などのケースはない。

(田中委員長)

特に就労継続支援事業 A 型では、経済的搾取と疑われる事業所もあるので、そのあたりを注意深くお願いしたい。

(湯川委員)

人材確保について、11 月 1 日から外国人技能実習制度が施行される。本制度では、技能実習生と実習実施機関を仲介する監理団体が新設されることになる。県社協として、監理団体や養成校等との連携を図る連絡協議会等を設置してもいいのではないかと。

(3) その他

次回開催日 平成 29 年 12 月 11 日 (月) 10 時 10 分から

次々回開催日 平成 30 年 2 月 20 日 (火) 10 時 10 分から

以 上